

平成27年10月から、住民票のある一人ひとりに 12桁のマイナンバー（個人番号）が郵送されます

市町村から、住民票の住所に世帯ごとに通知カードが簡易書留で送付されます。通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

現在お住まいの場所と、住民票の住所が異なる場合は、マイナンバーを受け取ることができるように、住民異動届を市区町村の担当課に提出して下さい。



◎やむを得ない理由により住所地でマイナンバーの通知を受けることができない方は、住民票のある市町村に居所情報の登録申請書を平成27年9月25日（金）までに提出してください。

やむを得ない理由の主なものは次のとおりです。

①東日本大震災により被災し、住所以外に避難している。

②平成27年10月5日以降に長期間にわたって医療機関・施設等に入院、入所が見込まれ、かつ、

入所中は住所地に誰も居住していない。

③単身世帯の者で、マイナンバーの通知カードが送付される時期に長期出張等のため、住所では受けることができない。

④ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待又はこれらに準ずる行為の被害者で、住所地以外の地へ移動している。

（＊詳しくはお問合せ下さい。）

平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーは必要になります。

年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。

民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務など法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外のマイナンバーの利用や、他人に提供したりすることはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。

マイナンバーと結びついた個人情報保護するため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

行政手続で本人確認の身分証と一緒に通知カードの提示を求められる場合があります。大切に保管して下さい。

○問合せ（通話料がかかります）

マイナンバーコールセンター

☎ 0570-120-10178

町民課住民係

☎ 2113



マイナンバーは社員番号や顧客管理番号としては使えません